



## P&I 特別回報

第 14-022 号  
2015 年 2 月 23 日

日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

### ウルグアイでの油濁事故対応契約要求について (その 2)

題記の件に関し、2015 年 2 月 17 日付特別回報[第 14-021 号](#)をご参照下さい。

同回報にて、現地油濁対応業者(OSRO)との契約締結を船主に義務付けるウルグアイの新規則 Disposición Marítima N° 149 が 2015 年 2 月 20 日に発効することをご案内しました。

今般、国際 P&I グループ(IG)ではウルグアイ Coast Guard はいくつかの事項について OSRO との確認が完了するまで規則の実施を延期することを決定したとの情報を入手しました。Coast Guard は OSRO と協議を行った後に規則の実施日を決定する予定ですが、規則発効は 2015 年 3 月 15 日以降になる見込みです。

規則発効日が決定されるまで、ウルグアイに配船する組合員は現地代理店又は当組合に現状をご確認されることをお勧め致します。

進展情報入手しましたらご案内申し上げます。

以上